○国土交通省告示第四百五十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十八年十一月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2542	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫ　Ｆ－ＶＥ４－１	スバル　ＤＢＡ－ＬＡ６００Ｆ、スバル　ＤＢＡ－ＬＡ６１０Ｆ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
㊎Ｇ－2547	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫ　Ｆ－ＶＥＴ－１	〃	〃

○国土交通省告示第四百五十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十八年十二月二十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－2042	一酸化炭素等発散防止装置　ＩＨＩシバウラ　Ｎ４ＬＤＩ－ＴＡ	吸入負圧：5.0kPa　排気圧力：17.0kPa	株式会社ＩＨＩシバウラ　長野県松本市石芝１丁目１番１号

○国土交通省告示第四百五十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十九年二月十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2765	一酸化炭素等発散防止装置　ＵＤトラックス　ＧＨ11－２ＰＢ	ＵＤトラックス　２ＰＧ－ＣＧＧ－ＣＸ５＊＊、ＵＤトラックス　２ＰＧ－ＣＧ５＊＊	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地

○国土交通省告示第四百五十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十九年三月七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－2114	一酸化炭素等発散防止装置　コマツ　ＳＡＡ４Ｄ９５ＬＥ－７－Ａ	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：10.7kPa	株式会社　小松製作所　東京都港区赤坂二丁目３番６号

○関東地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	熊谷市大字新堀字本村三五三番四から同市大字新堀字籠原裏八五九番一一まで	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年五月十九日

○四国地方整備局告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定により、平成十九年四国地方整備局告示第三十一号（道路法第二十条第一項の規定による協議が成立した件）は変更することで協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、四国地方整備局、同局徳島河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日　四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　一般国道五十五号

　道路の位置　徳島県徳島市三軒屋町東地先から徳島県小松島市大林町森ノ本地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

　氏名　ソフトバンク株式会社　代表取締役社長兼ＣＥＯ　宮内　謙

　住所　東京都港区東新橋一丁目九番一号

三　他の管理者が行う管理の内容

　「一般国道五十五号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道五十五号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十九年三月二十四日から本協定の存続する日まで

○九州地方整備局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
阿蘇市波野大字小地野字下廻畑一一二九番七から同市一の宮町坂梨字新屋敷六一四番六まで	前	Ａ　一〇・八〇～一八三・四〇（メートル）	九・三一六（キロメートル）	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ｂ　一〇・八〇～一八三・四〇　一一・九〇～　九六・五九	九・三一六　六・一八五	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日　九州地方整備局長　小平田浩司